さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

第17回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル 本館５階
「コンコードボールルーム」

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に議決権行使のうえ、ご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

株主総会ライブ中継のご案内
株主総会の模様をライブ中継にてご覧いただけます。

株式会社 T&Dホールディングス

証券コード：8795

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症により罹患された方とそのご家族のみなさま、事業等に影響を受けておられるみなさまには心よりお見舞いを申しあげるとともに、１日も早い回復をお祈り申しあげます。

また、医療をはじめあらゆる場面で治療や感染の予防、社会システムの維持などにご奮闘されている方々に、深い感謝の意を表します。

さて、当社第17回定時株主総会を６月25日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申しあげます。



2021年６月

代表取締役社長　上原弘久

目　次

(頁)

グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」 ……1

第17回定時株主総会招集ご通知 ……3
株主総会の開催概要及び議決権行使についてのご案内を記載しております。

株主総会参考書類（株主総会で決議いただく事項）
第１号議案　剰余金の処分の件 ……9
第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件 …… 10
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 15

事業報告書 …… 18
2020年度の取組み、今後の課題等をご説明しております。
＜ご参考資料＞　１．ガバナンス態勢
２．政策保有株式の考え方
３．サステナビリティの取組み　～SDGsへの貢献～
４．用語解説

計算書類等 …… 52
当社グループ及び当社単体の財務情報を記載しております。
・2020年度連結・単体貸借対照表
・2020年度連結・単体損益計算書

監査報告書 …… 56
会計監査人及び監査等委員会の監査結果を記載しております。
・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
・会計監査人の監査報告書 謄本
・監査等委員会の監査報告 謄本

グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」

Ｔ＆Ｄ保険グループは、グループが長期的に目指す姿とその到達に向けた戦略方針を示す、グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」を策定いたしました。グループ共通の価値観を醸成し、ビジョンに沿った成長戦略を実践することで、持続的な成長を実現してまいります。

グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します。

グループ経営ビジョン

保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。
ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。

グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」



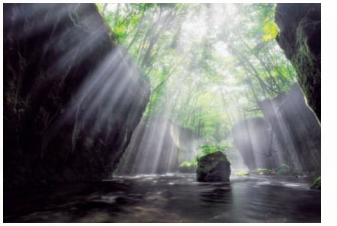
グループ成長戦略　5つの重点テーマ

Ⅰ	コアビジネスの強化	● 国内生保事業を営む生命保険3社は、それぞれの特化市場でトップブランドの構築を目指す
Ⅱ	事業ポートフォリオの多様化・最適化	● クローズドブック事業等の既存投資領域の一層の発展と新領域の開拓
Ⅲ	ERMの高度化	● 新たな資本マネジメント・リスクマネジメントによる資本効率性の向上
Ⅳ	グループ一体経営の推進	● 生保・損保・アセマネ等の事業の垣根を越えた新たなシナジー効果の追求
Ⅴ	SDGs経営と価値創造	● 経済的価値と社会的価値の双方を創出する「共有価値の創造」により持続可能な社会に貢献

サステナビリティ基本方針	グループのコアである生命保険事業を通じ、重点テーマ（マテリアリティ）の解決に取り組むことで、社会的価値を創出し、「世の中のしあわせ」を生み出す



非財務KPIの達成



サステナビリティ推進施策

保険事業を通じた社会課題の解決	人権方針に沿った行動の確認と開示	事業における環境負荷軽減	責任投資原則に則したESG投資
より良い商品・サービスの提供	人権デューデリジェンス 多様な働き方の推進	RE100参加（再エネ利用） TCFD等開示充実	グループESG投資方針 脱炭素社会への貢献

サステナビリティ重点テーマ（マテリアリティ）

健康で豊かな暮らし	活躍できる働く場づくり	気候変動の緩和と適応への貢献	投資を通じた持続可能な社会への貢献

現状評価　MSCI社評価：ESG格付A（MSCI日本株女性活躍指数構成銘柄に採用）
FTSE社評価：総合評価4.0

証券コード　8795
2021年６月３日

株主のみなさまへ

東京都中央区日本橋二丁目７番１号
株式会社 T&Dホールディングス
代表取締役社長　上　原　弘　久

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネット又は書面により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、「議決権行使についてのご案内」（６頁～７頁）に沿って、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会当日の様子はライブ中継を通じてご覧いただくことができます。詳細は、「株主総会ライブ中継のご案内」（８頁）をご参照ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」

3. 株主総会の目的である事項

報告事項　1. 2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告書、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主さまへのお願い

- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使いただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
- 会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。また、来場される株主さまは、株主総会当日および１～２週間前の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、必ずマスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくため、ご用意できる座席数に限りがあることから、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
- 株主総会に係る当社役職員は、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。(https://www.td-holdings.co.jp/)

当社ウェブサイトでご質問を受け付けます

- 株主総会会場にご来場されない株主さまの便宜のため、当社に関するご質問を、下記の当社ウェブサイトで受け付けております。株主のみなさまの関心の高い事項につきましては、株主総会当日又は当社ウェブサイトで取り上げさせていただく予定です。
- 準備の都合上、６月21日（月曜日）午後５時までにご送信いただきたくご協力をお願い申しあげます。

＜当社ウェブサイト＞

https://www.td-holdings.co.jp/information/inquiry.html

なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◎お知らせ　本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

①事業報告書の「５.新株予約権等に関する事項」及び「８.業務の適正を確保するための体制」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類の事業報告書、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告書、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承願います。
また、本株主総会招集ご通知の英訳は、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

当社ウェブサイト	https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/
同英訳(English)	https://www.td-holdings.co.jp/en/ir/stock/meeting/

T＆D株主総会　**検索**

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。
なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使の場合

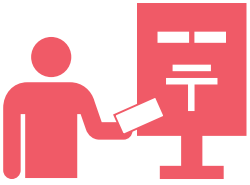


議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/ にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限　2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。 >>>

書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限　2021年6月24日（木曜日）午後5時到着

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

>>> インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/** にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

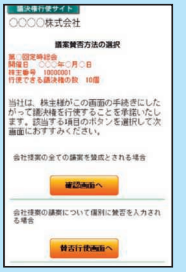
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です



議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



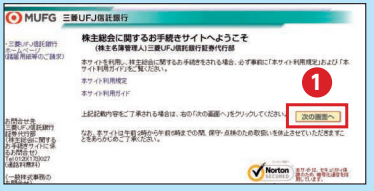
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

パソコンの場合　ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

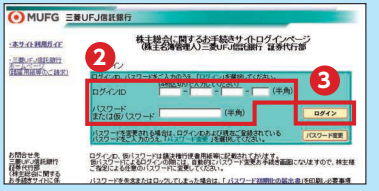
❶「次の画面へ」をクリック



2 ログインする

❷ お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

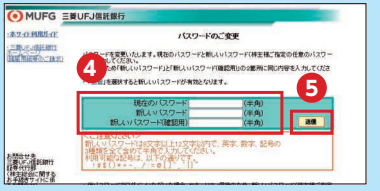
❸「ログイン」をクリック



3 パスワードを変更する

❹ 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力。

❺「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承願います。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）**0120-173-027**

（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

以　上

株主総会ライブ中継のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止及び遠方の株主さまの便宜のため、株主総会当日にご自宅等からでも、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

1．配信日時

2021年６月25日（金曜日）　午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前９時30分頃に開設予定です。
※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。

2．視聴方法

当日視聴URL：https://www.virtual-sr.jp/users/td-holdings2021/login.aspx

株主さま認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、アクセスをお願いいたします（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください）。
①株主ID：議決権行使書又は配当金関連書類等に記載されている「**株主番号**」
②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「**郵便番号**」（３月末時点）
インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
尚、上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

【ID/パスワードに関するお問い合わせ】
三菱UFJ信託銀行（TEL：0120-191-060）
受付時間：2021年６月25日（株主総会当日）午前９時～株主総会終了まで

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**インターネット参加を通じて株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。事前質問は、当社ウェブサイトで受け付けており、準備の都合上、2021年６月21日（月曜日）午後５時までにご送信ください。また、議決権は、2021年６月24日（木曜日）午後５時までにインターネット又は書面により事前行使いただきますようお願い申しあげます。**
- ✓ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ✓ ライブ中継の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

株主還元につきましては、当社及びグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保したうえで株主価値の向上に取り組み、安定的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

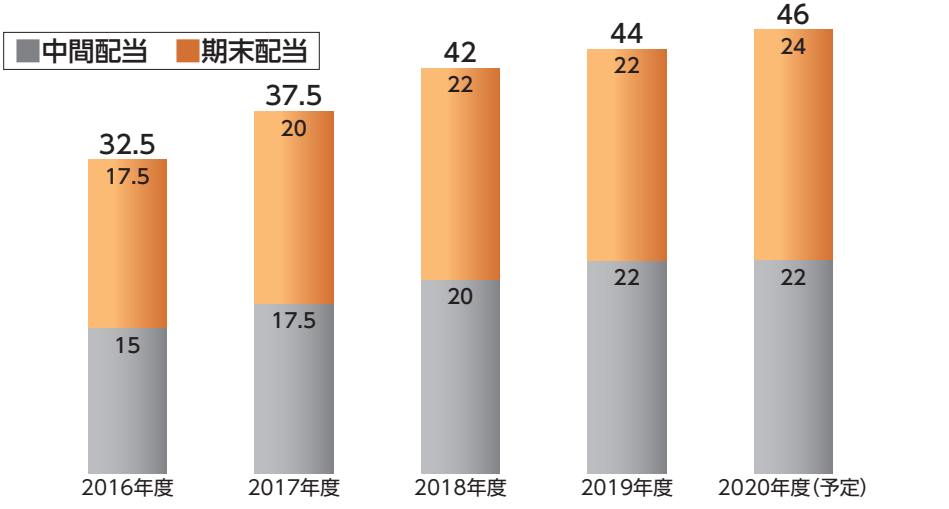
この方針に従い、当期の業績等を勘案し、期末配当につきましては、１株につき24円とさせていただきたいと存じます。中間配当として１株につき22円をお支払いしておりますので、2020年度の年間配当は１株につき46円となります。

これは、2019年度の年間配当である１株につき44円に比べ、２円の増配となります。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金24円、総額14,186,515,056円
3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日
   2021年６月28日

＜ご参考＞

■ １株当たり配当金の推移



第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

監査等委員でない取締役　上原弘久氏、森中哉也氏、永田光宏氏、田中義久氏、大庫直樹氏、渡邊賢作氏、副島直樹氏、工藤稔氏、板坂雅文氏の９名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において、機動的な意思決定及び監督機能の一層の強化により、コーポレート・ガバナンスの拡充を図るため、監査等委員でない取締役を２名減員し、監査等委員でない取締役７名（うち６名は再任候補者、１名は新任候補者です。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏　名　（年　齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	上原弘久（満59歳） 再任	代表取締役社長	16回すべてに出席
2	森中哉也（満59歳） 再任	代表取締役副社長 ERM戦略部管掌 経営企画部、 ソーシャル・コミュニケーション部担当	13回すべてに出席
3	永田光宏（満58歳） 再任	取締役専務執行役員 リスク統括部担当	16回中15回出席
4	大庫直樹（満59歳） 再任 社外取締役 独立役員	取締役	16回中15回出席
5	渡邊賢作（満50歳） 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回すべてに出席
6	副島直樹（満62歳） 再任	取締役	16回すべてに出席
7	北原睦朗（満61歳） 新任	－	－

再任…再任取締役候補者　新任…新任取締役候補者　社外取締役…社外取締役候補者

独立役員…株式会社東京証券取引所届出独立役員

（注）１．上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者の年齢は本総会終結時のものであります。

本議案が承認された後の監査等委員である取締役を含めた取締役会の構成	
取締役会	12名（うち社外取締役５名（女性１名））
監査等委員会	５名（うち社外取締役３名（女性１名））

候補者番号 1

上原 弘久（うえはら ひろひさ）

生年月日 ▶ 1962年1月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 46,500株

再任



取締役会出席状況
16回すべてに出席

取締役在任年数
4年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年4月	太陽生命保険相互会社入社
2005年2月	T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役
2011年4月	当社執行役員
2012年4月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2014年4月	太陽生命保険株式会社執行役員
2014年6月	同社取締役執行役員
2015年4月	同社取締役常務執行役員
2016年4月	同社取締役専務執行役員
2017年4月	同社取締役
2017年4月	当社副社長執行役員
2017年6月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2017年6月	当社代表取締役副社長
2018年4月	当社代表取締役社長（現任）

地位及び担当
代表取締役社長

重要な兼職の状況
—

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び営業等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画の部門の担当経験を有するとともに、代表取締役副社長を経て、現在、代表取締役社長を務める等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 2

森中 哉也（もりなか かなや）

生年月日 ▶ 1962年3月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 25,200株

再任



取締役会出席状況
13回すべてに出席

取締役在任年数
1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年4月	大同生命保険相互会社入社
2010年4月	大同生命保険株式会社執行役員
2013年4月	同社常務執行役員
2015年6月	同社取締役常務執行役員
2017年4月	同社取締役専務執行役員
2019年6月	同社代表取締役専務執行役員
2020年4月	同社取締役（現任）
2020年4月	当社副社長執行役員
2020年6月	当社代表取締役副社長（現任）

地位及び担当
代表取締役副社長
ERM戦略部管掌
経営企画部、ソーシャル・コミュニケーション部担当

重要な兼職の状況
大同生命保険株式会社
取締役
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
取締役（2021年6月18日付就任予定）

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、営業、商品、企画及び人事等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画及び広報の部門の担当経験を有するとともに、現在、代表取締役副社長を務める等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 3



取締役会出席状況
16回中15回出席
取締役在任年数
3年（本総会終結時）

永田 光宏（ながた みつひろ）

生年月日 ▶ 1962年12月27日生
所有する当社の株式数 ▶ 24,300株

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年4月	大同生命保険相互会社入社
2011年4月	大同生命保険株式会社執行役員
2015年4月	同社常務執行役員
2015年6月	同社取締役常務執行役員
2017年4月	当社常務執行役員
2018年4月	大同生命保険株式会社取締役
2018年4月	当社専務執行役員
2018年6月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社取締役（現任）
2018年6月	当社取締役専務執行役員（現任）
2019年7月	T&Dユナイテッドキャピタル株式会社取締役
2020年4月	大同生命保険株式会社取締役専務執行役員（現任）

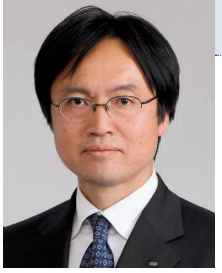
地位及び担当
取締役専務執行役員
リスク統括部担当

重要な兼職の状況
大同生命保険株式会社
取締役専務執行役員
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
取締役（2021年6月18日付退任予定）

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、主計、企画及びシステム等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画、事業投資及びリスク管理の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 4



取締役会出席状況
16回中15回出席
取締役在任年数
4年（本総会終結時）

大庫 直樹（おおご なおき）

生年月日 ▶ 1962年4月27日生
所有する当社の株式数 ▶ 2,400株

再任
社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年 4 月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
1999年 7 月	同社パートナー
2005年 7 月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現 新生フィナンシャル株式会社）執行役員
2008年 8 月	ルートエフ株式会社代表取締役（現任）
2014年 6 月	株式会社オリエントコーポレーション取締役（現任）
2017年 6 月	当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
ルートエフ株式会社代表取締役
株式会社オリエントコーポレーション
取締役

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、ルートエフ株式会社の代表取締役として、グローバルな視点と高い見識を活かし、金融分野を中心としたコンサルティングサービスを行うなど、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、引き続き、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。

（注）1. 大庫直樹氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 5



渡邊 賢作（わたなべ けんさく）

生年月日 ▶ 1971年2月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 200株

再任　社外取締役　独立役員

取締役会出席状況
13回すべてに出席
取締役在任年数
1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1997年 3 月　弁護士登録
2016年 6 月　T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役
2020年 6 月　当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
弁護士

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

（注）1. 渡邊賢作氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 6



副島 直樹（そえじま なおき）

生年月日 ▶ 1958年11月20日生
所有する当社の株式数 ▶ 19,710株

再任

取締役会出席状況
16回すべてに出席
取締役在任年数
2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1981年 4 月　太陽生命保険相互会社入社
2009年 4 月　太陽生命保険株式会社執行役員
2011年 4 月　同社常務執行役員
2011年 6 月　同社取締役常務執行役員
2014年 4 月　同社代表取締役専務執行役員
2016年 4 月　同社代表取締役副社長
2019年 4 月　同社代表取締役社長（現任）
2019年 6 月　当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
太陽生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、企画及び営業等の業務経験を有するとともに、現在、太陽生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 7

北原　睦朗（きたはら　むつろう）

生年月日 ▶ 1959年11月7日生

所有する当社の株式数 ▶ 30,600株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1982年４月　大同生命保険相互会社入社
2010年４月　大同生命保険株式会社執行役員
2013年４月　同社常務執行役員
2013年６月　同社取締役常務執行役員
2015年４月　当社常務執行役員
2016年４月　大同生命保険株式会社
　　取締役専務執行役員
2017年４月　当社専務執行役員
2019年６月　大同生命保険株式会社
　　代表取締役専務執行役員
2020年４月　同社代表取締役副社長
2021年４月　同社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、企画及び人事等の業務経験を有するとともに、現在、大同生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、経営企画、リスク管理及び内部監査の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役候補者の選任について、指名・報酬委員会の審議の状況等について確認した結果、選任プロセスは適切であり特段の意見は無いとの結論に至りました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定める報酬の決定方針に基づき適切なプロセスを経て決定されていることを確認しており特段の意見は無いとの結論に至りました。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2020年６月25日開催の第16回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された新間祐一郎氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役松山遙氏、檜垣誠司氏及び山田眞之助氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



新間（しんま）祐一郎（ゆういちろう）

生年月日 ▶ 1978年12月11日生

所有する当社の株式数 ▶ 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

略歴

2004年10月	弁護士登録
2020年６月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、補欠の監査等委員である取締役候補者としました。
なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社の監査等委員である取締役に就任した際には、上記理由によりその職務を適切に遂行できるものと考えております。

(注) 1. 新間祐一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 当社は社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞

本定時株主総会で第２号議案が承認された後の取締役会の構成及び専門性・経験等

当社は、取締役会の主な３つの機能の観点から必要な専門性・経験のバランスを確保し、取締役会のさらなる機能発揮を図ってまいります。

社外取締役には当社グループ以外での企業経営経験や財務・法務等の専門性・経験を有する人物を選任するとともに、社内取締役には当社グループのコアビジネスである生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい専門性・経験を有する人物を選任することで、取締役会全体の専門性・経験のバランスを確保しております。

取締役会の主な３つの機能

全体戦略策定機能　　監督機能　　経営管理機能

■取締役会のスキル・マトリックス

以下は、当社の社外取締役及び社内取締役が有する専門性・経験の中で特に期待するものを示しております。

	氏名	当社における地位	指名・報酬委員会	特に期待する専門性・経験			
				企業経営	金融・資本市場	財務・会計	法務・リスクマネジメント
社外取締役	大庫　直樹	取締役	●	●	●		
	渡邊　賢作	取締役	●				●
	松山　遙	取締役（監査等委員）	●				●
	檜垣　誠司	取締役（監査等委員）		●	●		
	山田　眞之助	取締役（監査等委員）				●	

	氏名	当社における地位	指名・報酬委員会	特に期待する専門性・経験				
				企画・事業戦略	営業・マーケティング	資産運用	財務・会計	法務・リスクマネジメント
社内取締役	上原　弘久	代表取締役社長	●	●	●	●		
	森中　哉也	代表取締役副社長		●	●			
	永田　光宏	取締役専務執行役員					●	●
	副島　直樹	取締役		●	●	●		
	北原　睦朗	取締役		●	●	●		
	矢内　淳一	取締役（常勤監査等委員）					●	●
	寺岡　康夫	取締役（常勤監査等委員）					●	●

※上記以外の専門性・経験を有する人物を、各分野（デジタル・SDGs等）において必要に応じ設置するアドバイザリー・コミッティに招聘するなどの取組みによりさらに社外の知見を活用してまいります。

役員等賠償責任保険契約について

・当社は取締役を被保険者とする会社法第430条の３の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約が填補することとなっております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があり、また、保険金額には填補縮小割合を設定しております。
・各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。
・役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

T&Dホールディングス　コーポレート・ガバナンス基本方針

（取締役の選任）

第６条　取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会において審議のうえ、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外取締役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（監査等委員の選任）

第11条　取締役会は、監査等委員候補者について、指名・報酬委員会において審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外監査等委員候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（独立社外役員にかかる独立性基準）

第13条　当社は、社外取締役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。

① 現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。

② 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。

③ 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。

④ 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは②および③に掲げる者の近親者でないこと。

⑤ その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

以　上

（添付書類）

2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告書

1　保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

T&D保険グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、当社の直接子会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社及びT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下、それぞれ「太陽生命」、「大同生命」及び「T&Dフィナンシャル生命」といいます。）の３社（以下「生命保険会社３社」といいます。）を中心として、子会社及び子法人等19社、関連法人等６社で構成され、生命保険事業を主要な事業としております。

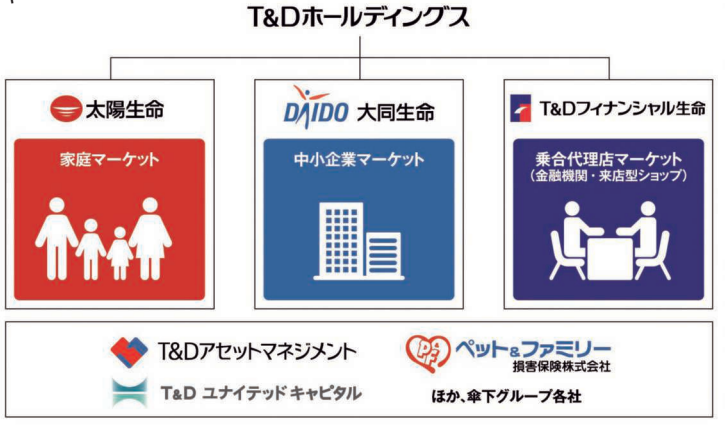
【金融経済環境】

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・宿泊等の対面型サービスを中心に個人消費に下押し圧力がかかり、企業収益も大幅に減少するなど、景気は厳しい状況が続きました。

生命保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた対面営業の自粛等により、新契約業績は前年度比で減少しました。資産運用環境につきましては、国内株式は世界的に大規模な金融緩和や財政支出が続くなか、新型コロナワクチンの開発進展や接種拡大への期待もあり、株価は大幅に上昇しました。国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回りは、日本銀行が目標水準としているゼロ％近傍で概ね推移しました。海外金利は、新型コロナワクチ

＜ご参考＞

■グループストラクチャー



ンに関する前向きな動きや米国の追加経済対策等を背景に上昇しました。

【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

当社グループは、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを経営理念として事業運営を行っております。この経営理念のもと、「最優の商品・サービスの提供によるお客さま満足度のトップを目指す」とともに「安定的・持続的に企業価値を向上させ、確固たる存在感のある保険グループを目指す」ことを経営ビジョンとして定めております。

この経営ビジョンを実現するために、2019年４月を始期とする３年間の「T&D保険グループ中期経営計画　Try & Discover 2021　～共有価値の創造～」に取り組んでおります。この中期経営計画では、「コアビジネスの強化」と「事業ポートフォリオの多様化」を通じ、絶えず変化する人と社会の課題の解決に貢献することで、社会とともに成長する保険グループを目指すことを、全体方針として掲げております。

つきましては、2020年度の当社及び当社グループの生命保険会社３社の主な取組みについてご報告いたします。

当社は、保険持株会社として、子会社の経営管理及び当該業務に附帯する業務を行うことを事業目的としております。

そのため、当社はグループ経営戦略や資本政策の策定・実行、経営資源の適正な配分といった役割を担うとともに、生命保険会社３社における経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の資本・収益・リスクを経済価値ベースで一体的に管理する経営管理（ERM解説 [エンタープライズ・リスク・マネジメント]）を推進しております。これにより、超長期金利の大幅な低下や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の厳しい経営環境下におきましても、健全性を確保しつつ収益性の向上に取り組んでまいりました。

(事業ポートフォリオの多様化)

「事業ポートフォリオの多様化」のため、グループ一体での効果的・効率的な事業投資の体制を構築するべく、2019年に投資子会社「T&Dユナイテッドキャピタル株式会社」を設立しております。同社を通じて、2020年６月に米国AIG社からクローズドブック解説専業保険会社「フォーティテュード社」の持分25%を取得いたしました。当社はクローズドブック事業を新たな成長事業領域の一つと位置づけ、本取引等を通じて、投資利益の獲得に加え、事業ノウハウの取得・蓄積、国内生命保険事業とのシナジーを追求してまいります。

また、2020年10月にはT&Dユナイテッドキャピタル株式会社の北米拠点（T&D United Capital North America Inc.）での営業を開始し、フォーティテュード社への取締役派遣や各種委員会参加等を通じ、戦略出資先の経営管理・モニタリング態勢を現地で構築するとともに、当社グループにおけるリスク管理態勢を強化し、適切なグループガバナンスの発揮を図ってまいります。

(資本政策)

資本政策面では、株主還元の充実及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、中間配当を実施するとともに、

解説 ERMについては、用語解説（51頁）をご参照ください。

解説 クローズドブックについては、用語解説（51頁）をご参照ください。

2020年11月から12月にかけて約1,054万株（約130億円）の自己株式を取得いたしました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)
ガバナンス面では、取締役会の経営機能(経営の方針・全体戦略の決定）及び監督機能の一層の強化並びに業務執行の機動性・効率性の更なる向上を目的として、2020年６月の当社第16回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後も「経営・監督と業務執行の分離」を推進し、業務執行の機動性並びに全体戦略策定機能の向上を図り、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを一層強化してまいります。
また、当社は、上場会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード解説」の趣旨を尊重し、すべての原則を受け入れるとともに、主な原則に対する当社の取組方針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めております。この基本方針に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き取り組んでまいります。

(ESG関連の取組み)
環境・社会・企業統治（ESG）に関する取組みとして、「SDGs：持続可能な開発目標」への貢献を推進しております。また、気候変動リスクへの対応としては、「TCFD解説」の提言に賛同し、TCFDのフレームワークに則した気候関連財務情報を開示しております。
さらに、先進的なIT・オフィス環境の活用や事務の大幅な削減を通じた業務の効率化及び働き方の改革を推進しております。
資産運用面では、資産運用業務を行う太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメント株式会社の３社が、国連が支持する「責任投資原則（PRI)」に署名しております。同原則に基づき、ESGの課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しております。なお、2021年４月に当社グループのESG投資に対する姿勢を表明する「T&D保険グループESG投資方針」を制定いたしました。
このような取組みもあり、当社は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が国内株式を対象に選定したESG指数のすべてに採用されております。(2021年３月末時点)

当社グループは、「お客さま本位」をグループ共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「T&D保険グループお客さま本位の業務運営に係る基本方針」を定めており、基本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組んでまいります。この基本方針のもと、生命保険会社３社は、それぞれの特化市場における独自のビジネスモデルに基づき、「コアビジネスの強化」に取り組みました。

(商品ラインアップの充実)
生命保険会社３社は、お客さまの幅広いニーズにお応えし、お客さまに最適な商品をご提供するために、商品ラインアップの充実を進めてまいりました。また、引き続き商品の相互供給・販売に取り組みました。
太陽生命では、高品質の商品・サービスを通じてお客さまに一生涯にわたる安心を提供するため、引き続き、商品内容の充実を図っております。これまでに、健康に不

解説 コーポレートガバナンス・コードについては、用語解説（51頁）をご参照ください。
解説 TCFDについては、用語解説（51頁）をご参照ください。

安のある方でもご加入いただける、認知症による所定の状態を保障する保険「ひまわり認知症治療保険」、「予防」の段階からお客さまをサポートする保険「ひまわり認知症予防保険」を販売するなど、認知症に対する保障を幅広く提供しておりますが、2020年４月には、認知症に特化した保障内容の商品として同社初の年金形式でお支払いする保険「終身認知症年金保険」を発売いたしました。さらに、2020年11月に「認知症診断保険金」、2021年３月に「認知症治療保険金」の加入限度額を引き上げるなど、これまで以上にお客さまの多様なニーズにお応えできるようにいたしました。

大同生命では、これまで取り組んできた死亡保障と就業不能保障をあわせた「トータルな保障」をより一層強化するため、2020年12月に、経営への影響が大きい重篤ながん（ステージⅢⅣ相当）を重点的に保障する無配当重大疾病保障保険「がんステージ限定型Ｊタイプ」を発売いたしました。また、お客さまニーズにあわせた契約の自在性・柔軟性の拡充を進めてまいりました。具体的には、就業不能保障について、2020年４月に契約変換制度（スイッチ）を、2020年12月に契約者貸付制度を導入し、死亡保障と同様、保障を継続しつつ、ご契約後のお客さまニーズの変化に柔軟にお応えできるようにいたしました。

T&Dフィナンシャル生命では、金融機関や来店型保険ショップでお取扱いいただく資産性商品、保障性商品の拡充に取り組んでおります。2020年４月に、「日帰り入院」から「長期入院」「生活習慣病」「先進医療」への備えまで必要な保障をしっかりご準備いただける無配当終身医療保険「家計にやさしい終身医療」を発売いたしました。また、2020年９月に、円建て一時払終身保険「生涯プレミアムジャパン５」を、2021年２月には、病気やケガによる収入減少と支出増加にそなえる無配当特定疾病障害収入保障保険・無配当特定疾病一時給付保険「働くあなたにやさしい保険２」を発売いたしました。

（お客さまサービスの向上）

生命保険会社３社は、お客さまに迅速かつ確実に保険金等をお支払いできるよう更なる態勢整備に取り組んでおります。また、お客さまのより一層の利便性向上に向けて、特にシニアのお客さまや支援を必要とされるお客さまに対する利便性や満足度の向上に向けた取組みを進めております。

太陽生命では、シニアのお客さまを年１回以上訪問し、契約内容の確認や給付金等の請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」を実施しております。お支払時には、専門知識を有する内務員が直接お客さまやご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を実施しております。2020年10月には死亡保険金請求のペーパーレス化にも対応し、給付金・保険金請求に係る主要手続きで完全ペーパーレス化を実現いたしました。「太陽生命コンシェルジュ」の請求手続き画面につきましては、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）が優れたコミュニケーションデザインを表彰する「UCDAアワード2020」（保険金・給付金の請求書部門）を受賞しております。

大同生命では、コールセンターに対するお客さまからの各種手続きのお申し出により一層迅速・正確・丁寧な対応をするため、受電要員の増員や外部評価の取得等を通じて応対品質の向上に取り組んでおります。また、「UCDAアワード2020」（保険金・給付金の請求書部門、医療保険のパンフレット部門）において、『アナザーボイス賞』、『情報のわかりやすさ賞』など３つの賞を受賞いたしました。今後もコールセンターの受付態勢の整備や手続書類・パンフレットの見直しを進めるなど、引き続きお客さま

満足度の向上に努めてまいります。
T&Dフィナンシャル生命では、2020年４月に、株式会社インターネットインフィニティーが提供する介護・認知症サポートサービス「介護コンシェル」を導入して、介護・認知症に関する保障がある保険契約のお客さま向けに、ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しております。

(新型コロナウイルス感染症への対応)
当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、お客さまに安心してご契約の継続や給付金等の請求を行っていただけるよう、「保険料払込猶予期間・契約更新手続期間の延長」、「保険金・給付金等の簡易迅速なお支払い」、「契約者貸付（新規貸付）の利息免除」といった各種ご契約手続きの特別取扱いを行っております。また、従業員の健康・安全の確保のため、ニューノーマル時代の働き方改革の一環として、リモートワークやオンライン会議の活用を推進し、出社率の抑制を行っております。加えて、生命保険会社３社では、コロナ禍において変化するお客さまのニーズにお応えするため、新商品の発売、非対面による営業活動の拡充を行っております。
太陽生命では、2020年９月に、不慮の事故による傷害や新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症の入院を保障する「感染症プラス入院一時金保険」を新たに発売し、お客さまが心配される治療費や入院に伴う諸費用・収入減等に備えることができるようにいたしました。2020年11月には選択緩和型保険でも発売し、健康状態に不安のある方でも簡単な告知によりご加入いただけるようにいたしました。同商品は非対面でのお手続きをご希望されるお客さまのニーズに対応して、インターネット完結型保険「スマ保険」でも取り扱っております。また、2021年１月には「スマ保険」と営業職員によるコンサルティング・申込手続きサポートを組み合わせた「リモート申込」(非対面募集）を導入するなど、対面とデジタルを融合したハイブリッド型の営業スタイルを進めてまいります。
大同生命では、2020年11月に、社会貢献活動の一環として基金（保険料相当額：上限１億円）を拠出し、株式会社justInCaseの「コロナ助け合い保険」を中小企業のみなさまに１年間無償で提供しております。また、2020年10月に、ビデオ会議ツール「ZOOM」の利用対象をすべての営業担当者に拡大し、コロナ禍において非対面での営業活動を標準的に行える環境を整備いたしました。さらに、お客さまの利便性向上やウィズコロナにおける新しい生活様式に適応するため、「つながる手続」として、被保険者の加入手続きをご自身のスマートフォンやPC等で完結する「保険加入のリモート手続」を2020年９月より開始しております。
T&Dフィナンシャル生命では、コロナ禍において、対面での募集に加え、オンライン面談や郵送を活用した募集を開始いたしました。さらに、代理店向けには、ホームページ上に研修サイトを新設し、Webを活用した研修ツールを提供するとともに、Webミーティングを活用した非対面研修を実施いたしました。
なお、T&D保険グループの当社、太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命、T&Dアセットマネジメント株式会社、ペット&ファミリー損害保険株式会社では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、医療機関・医療従事者をはじめとする、地域社会において感染症対策にご尽力されているみなさまに役立てていただくため、総額9,000万円を寄付いたしました。T&D保険グループは、新型コロナウイルス感染症の

一日も早い終息を願うとともに、その一助となるよう引き続き取り組んでまいります。

(健康増進の支援)

高齢化が進展している社会情勢を背景に、豊かな長寿社会の実現に向けて、健康増進の重要性が高まっております。このような環境変化のなか、お客さまの疾病の予防と健康増進を支援する諸施策に取り組んでおります。

太陽生命では、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を2016年6月より開始し、「従業員」が元気になり、「お客さま」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献する様々な施策を推進しております。2021年3月には、味の素株式会社・H. U. フロンティア株式会社・株式会社セルメスタの3社と業務提携し、お客さまに「疾病予防サービス」として、「現在、がんである可能性」と「将来、脳卒中・心筋梗塞、糖尿病になるリスク」を一度に評価できる「アミノインデックス®(注1) リスクスクリーニング」のご案内を開始いたしました。また、2020年4月に「株式会社太陽生命少子高齢社会研究所」を設立し、主に「疾病の予防・早期発見・早期治療」の観点から、学術機関等とビッグデータを活用した共同研究を行い、その成果を広く公表することで社会貢献を図り、その共同研究の成果等を保険商品・サービスへ展開するなど、よりお客さまの元気・長生きに役立つ商品・サービスの開発につなげてまいります。

大同生命では、企業における健康増進の重要性が一層高まるなか、中小企業の「健康経営®(注2)」を総合的に支援する取組み「DAIDO KENCOアクション」を展開しております。この一環として、「株式会社バリューHR」と共同開発した「大同生命KENCO SUPPORT PROGRAM(注3)」のご提供を通じ、健康リスクの把握や生活習慣の改善等、健康増進支援に取り組んでおります。さらに、自社の健康経営を推進するため、「健康経営宣言(ココ・カラ宣言)」を公表のもと、「KENCO SUPPORT PROGRAM」を自社従業員向けに導入するなど、従業員の健康増進にも一層取り組んでおります。

なお、太陽生命及び大同生命は、経済産業省による健康経営優良法人認定制度に基づく「健康経営優良法人2021～ホワイト500～」に認定されております。

【当年度の主要業績】

当年度の個人保険及び個人年金保険を合計した新契約年換算保険料は、新型コロナウイルス感染症に伴う営業活動自粛の影響等はあったものの、個人定期保険や医療・介護保障商品等の販売増加により1,103億円となり、前年度に比べ5.3%増加しました。第三分野の新契約年換算保険料についても、320億円となり、前年度に比べ5.5%増加しました。

また、当年度末の個人保険及び個人年金保険を合計した保有契約年換算保険料は1兆5,354億円となり、前年度に比べ0.2%減少しました。

(注1)「アミノインデックス®」は、「味の素株式会社」の登録商標です。
(注2)「健康経営®」は、「特定非営利活動法人 健康経営研究会」の登録商標です。
(注3) 企業の「健康診断の受診促進の支援」、経営者・従業員個々の「生活習慣病等の発症リスク分析」、継続的な健康増進の取組みを促す「健康促進ソリューション」「インセンティブ」の提供など、健康経営に必要なPDCAサイクルの実践を一貫してサポートするWebサービスです。

なお、当年度の新契約高は、３兆1,815億円となり、前年度に比べ8.8%減少しました。保有契約高は55兆8,942億円となり、前年度に比べ3.3%減少しました。

当年度の保険料等収入は、新契約業績が好調であったこと等により、１兆7,833億円となり、前年度に比べ1.7%増加しました。利息及び配当金等収入は2,899億円となり、前年度に比べ3.3%減少しました。また、持分法による投資利益を1,029億円計上しております。これは主にFortitude Group Holdings, LLCを持分法適用の範囲に含めたことによります。この結果、経常収益は２兆4,139億円となり、前年度に比べ9.8%増加しました。

経常費用は、保険金等支払金や責任準備金繰入額の増加等により２兆1,858億円となり、前年度に比べ5.5%増加しました。

この結果、経常利益は2,281億円となり、前年度に比べ81.9%増加しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は1,623億円となり、前年度に比べ141.9%増加しました。なお、当年度より導入しましたグループ修正利益 (注4) は779億円となりました。

当年度の生命保険会社３社合算の基礎利益は、1,610億円となり前年度に比べ3.1%減少しました。なお、順ざや額は、利息及び配当金等収入の減少等により580億円となり、前年度に比べ4.3%減少しました。

保険持株会社（連結）及び保険会社の健全性を示す行政監督上の指標の一つである、当社の当年度末の連結ソルベンシー・マージン比率 解説 は1,094.8%（前年度末は1,107.0%）となりました。

また、当社グループの生命保険会社３社のソルベンシー・マージン比率は、太陽生命が852.8%（同805.5%）、大同生命が1,293.5%（同1,335.3%）、T&Dフィナンシャル生命が826.8%（同1,033.6%）となりました。

(注4) 親会社株主に帰属する当期純利益に対し、市場の変動により会計上生じる一時的な評価性損益等を一部調整したグループの経営実態を表す指標の一つです。

解説 ソルベンシー・マージン比率については、用語解説（51頁）をご参照ください。

[生命保険会社３社（合算）の個人保険及び個人年金保険の業績]　（単位：億円）

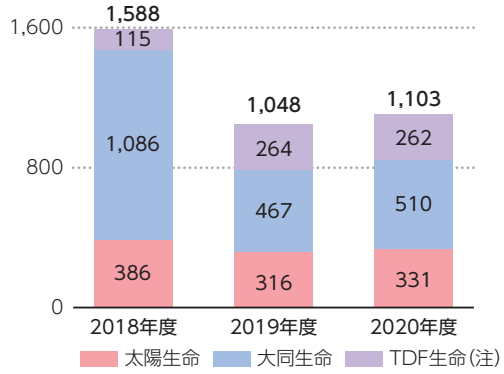
区分		2019年度	2020年度(当期)
新契約年換算保険料（うち第三分野）		1,048　(304)	1,103　(320)
	太陽生命	316　(154)	331　(177)
	大同生命	467　(145)	510　(139)
	T&Dフィナンシャル生命	264　(3)	262　(4)
保有契約年換算保険料（うち第三分野）		15,386　(2,585)	15,354　(2,674)
	太陽生命	6,004　(1,142)	5,897　(1,209)
	大同生命	8,065　(1,414)	7,978　(1,435)
	T&Dフィナンシャル生命	1,316　(27)	1,478　(29)
新契約高		34,892	31,815
	太陽生命	5,405	2,435
	大同生命	25,018	25,112
	T&Dフィナンシャル生命	4,468	4,266
年度末保有契約高		578,213	558,942
	太陽生命	180,232	162,784
	大同生命	374,055	369,123
	T&Dフィナンシャル生命	23,925	27,035

(注) 1．年換算保険料とは、１回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2．第三分野の年換算保険料には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分を計上しております。
3．個人保険及び個人年金保険の新契約高には転換による純増加高を含んでおります。
4．個人保険の新契約高及び年度末保有契約高は、死亡保障額と生存保障額の合計であります。
5．個人年金保険の新契約高は、年金支払開始時における年金原資であります。
6．個人年金保険の年度末保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計額であります。

<ご参考>

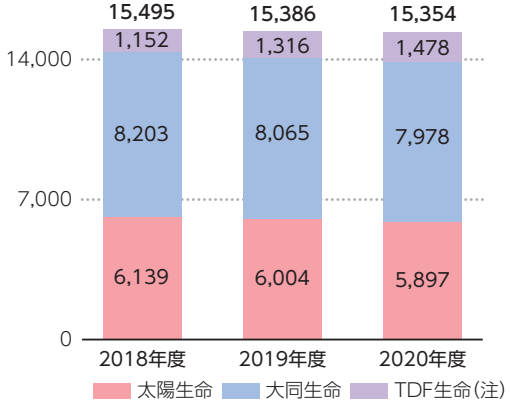
■ 新契約年換算保険料

(単位：億円)



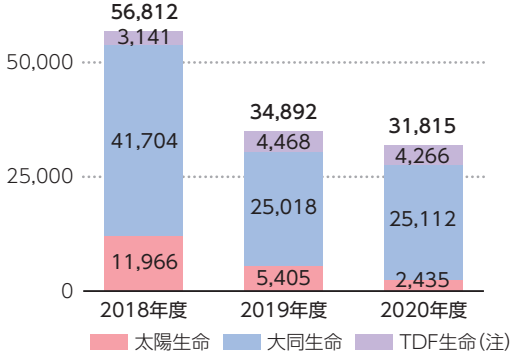
■ 保有契約年換算保険料

(単位：億円)



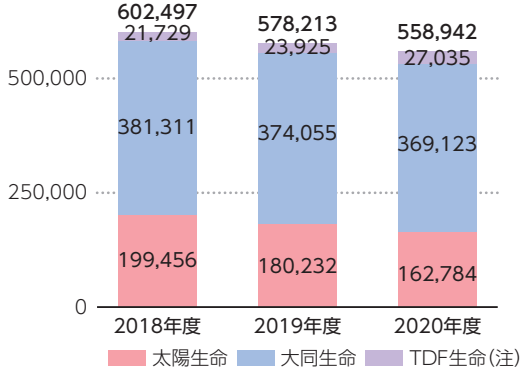
■ 新契約高

(単位：億円)



■ 年度末保有契約高

(単位：億円)



(注) TDF生命とは、T&Dフィナンシャル生命のことを指します。

【企業集団の対処すべき課題】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くものの、ワクチン接種やデジタル技術の更なる進展等により、その影響は徐々に和らぎ、社会経済活動の復調によって、緩やかに持ち直していくと見込まれます。

生命保険業界におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響に対して、迅速かつ着実に対処していく必要があります。加えて、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継

続等により経営環境が変化しており、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）を踏まえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資本効率の向上や資産運用の高度化等、業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

当社グループでは、今回のコロナ禍においても、独自性を持つグループ傘下の生命保険会社のビジネスモデルが有効に機能していることを再確認いたしました。しかしながら、この1年間でニューノーマル（新常態）の動きを目の当たりにした今、これからの企業経営は、「先が読めないことを前提にした経営」にシフトしていく必要があるとの認識のもと、環境変化に左右されない企業としての「目指す姿（経営ビジョン）」を再設定し、このビジョンを通じてグループ共通の価値観を醸成するとともに、ビジョンに沿ったアクションプランをグループ各社が実践することで、不確実性の高い「VUCA解説の時代」においても持続的な成長を実現していく必要があると考えております。

この度、当社グループは、グループの長期的な姿とその到達に向けた戦略方針を示す、グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」を策定し、経営ビジョンを「保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。」に刷新いたしました。この経営ビジョンには、これまで以上に1人・1社のステークホルダーのみなさまと丁寧に向き合うことで様々な変化を感じとり、従来の枠組みにとらわれない大胆な挑戦につなげていく、という想いを込めております。お客さまや金融市場から選ばれ続けるために、これまで以上に経済的価値と社会的価値の双方を追求する「共有価値の創造」を実践し、社会にとってなくてはならない存在であり続けたいと思っております。

（国内生命保険事業戦略）

当社グループは、“複数の独自性ある生命保険会社がそれぞれ特化戦略を追求”していることが強み・特徴となっております。生命保険会社３社は、各社の特化戦略追求を通じた事業の領域拡大・強化により、保険収益力を強化し、グループ収益基盤の強靭化を図ってまいります。

太陽生命では、「100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客さまの安心で豊かな暮らしを支える保険会社になる」ことをビジョンとして掲げ、営業職員等のサービスレベルを向上させるとともに、お客さまのニーズに応じた新たな販売チャネルを創設すること等により、100歳時代を先取りした健康な暮らしの維持・改善に役立つ商品・サービスをより多くのお客さまに提供してまいります。また、多様化するお客さまのニーズにお応えするために、「太陽生命マイページ」等インターネットを介したサービスの提供と、かけつけ隊等の人によるサービスを組み合わせることで総合的な生活応援サービスを実現し、お客さまとのコミュニケーションの基盤を強化すること等により、シニアマーケットでのトップブランドの構築をさらに進めてまいります。

大同生命では、「『法人・個人を一体としたトータルな保障』を全社一丸で磨き上げ、企業保障の新たな時代をリードする。」という中期経営計画の基本方針に基づき、「コアビジネスの更なる進化」等に重点的に取り組んでまいります。また、「就業不能保障分野の更なる深耕」及び「経営者個人・個人事業主市場の開拓」を成長の柱とし、人生100年時代の中小企業が抱える社会的課題（健康増進、事業継続・承継等）にお応えする商品・サービスの展開、既存の販売チャネルの強化・融合と新規チャネルの開発等により、安定的・持

解説 VUCAについては、用語解説（51頁）をご参照ください。

続的な契約業績の拡大を目指してまいります。
T&Dフィナンシャル生命では、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、企業価値の持続的な向上に取り組んでまいります。具体的には、マーケット環境やお客さまニーズを踏まえた商品の充実を図り、新規・既存商品の取扱代理店の拡大を推進することで、市場シェアの拡大を図ってまいります。また、商品の給付内容等の差別化を補完し、お客さま・代理店の利便性向上に資する取扱い・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

また、生命保険会社３社の資産運用におきましては、ERMのもと、ALM解説（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の観点から長期にわたる安定的な運用収益を確保するとともに、成長分野への投資や運用手法の高度化に取り組み、資産運用収益の拡大に努めてまいります。

（事業ポートフォリオの多様化・最適化）
生命保険会社３社がフォーカスするシニアマーケットは、今後も拡大が見込まれる一方で、超長期では国内市場は縮小の可能性があることや、今後デジタル技術が加速度的に進化するとの認識から、事業ポートフォリオの領域拡大を経営戦略の一つとしています。国内の生命保険事業を基盤としつつ、生命保険事業と親和性の高い領域でグループの強みを発揮するべく、グループ連結利益に貢献する事業規模であること、グループの経営資源を集約して効果的・効率的な事業投資態勢を構築できること等を勘案のうえ、事業ポートフォリオの多様化・最適化を図ってまいります。

（ERMの高度化）
資本マネジメントにおきましては、資本十分性を確保しつつ、ERMの一層の活用を通じて、収益性の向上に取り組むことで、資本の効率性を高めていくことを基本としております。新型コロナウイルス感染症の影響による金融市場の変動等にも的確に対応し、健全性の維持に努めてまいります。生命保険事業の適切な運営に必要な内部留保の蓄積を図りつつ、成長投資機会の有無等を勘案のうえ、株主還元の充実に努めてまいります。
また、リスクマネジメントにおきましては、経済価値ベースの資本規制の導入を見据え、不確実性が高く、リスク対比リターンが低い、金利リスクの削減や政策保有株式の縮減を図ってまいります。これにより、資産運用リスクをコントロールする一方で、事業投資によるリスク量の拡大を進め、保険引受リスク、資産運用リスク、海外事業投資リスクの最適なバランスを図っていく方針です。

以上、2021年度は、グループ長期ビジョンの実現に向けた取組みを行い、保険を通じて世の中のしあわせの創造を図ってまいります。
新型コロナウイルス感染症によって、世界全体がかつてない危機的な状況に直面するなか、世界中の人々が協働し危機を乗り越えようとしております。この難局に対して、当社グループは役職員とその家族の健康と安全を守りつつ、保険金等の支払いや契約者貸付、資産運用サービスの提供といった業務の継続に取り組んでまいります。生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済発展や社会インフラの基盤として、持続可能な社会の実現に関わりを持つ、社会的使命を有する事業です。その社会的使命を果たすべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。
株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

解説 ALMについては、用語解説（51頁）をご参照ください。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	1,928,359	2,140,162	2,197,928	2,413,953
経常利益	156,475	146,949	125,422	228,132
親会社株主に帰属する当期純利益	77,577	72,825	67,103	162,316
包括利益	93,236	48,596	2,341	469,422
純資産額	1,153,036	1,159,588	1,123,149	1,553,157
総資産	15,262,398	15,794,711	16,520,137	17,877,278

(注) 1. 当期の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。
2. グループ修正利益の当期実績は779億円であります。

ロ　保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	49,497	38,976	45,809	44,136
受取配当金	46,030	34,925	41,234	39,048
保険業を営む子会社等	46,030	34,925	41,234	39,048
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	46,300	34,983	41,272	39,277
1株当たり当期純利益	74円14銭	56円92銭	68円46銭	65円71銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	783,804	826,843	896,719	913,299
保険業を営む子会社等株式等	732,227	734,827	734,827	734,827
その他の子会社等株式等	10,649	10,649	21,649	21,649

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2021年３月31日現在）

【当社】

事務所名	所在地	設置年月日
本店	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	2016年１月１日

【子会社及び子法人等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
太陽生命保険㈱	本店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	2016年1月1日
大同生命保険㈱	本店	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	1993年10月1日
T&Dフィナンシャル生命保険㈱	本店	東京都港区芝浦一丁目1番1号	2016年5月2日

（注）1. 子会社及び子法人等のうち主要な生命保険会社3社について記載しております。
2. 大同生命保険㈱の本店は、同社が相互会社であった時点で設置されたものであり、本店所在地として登記している設置年月日を記載しております。なお、同社は2002年4月1日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。

(4) 企業集団の従業員の状況

【当社の従業員の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
従業員	114名	118名	4名	46.1歳	21.8年	591千円

（注）1. 当社従業員のうち、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、T&Dフィナンシャル生命保険㈱からの出向者の平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
2. 平均給与月額は2021年3月中の平均給与月額（時間外手当を含む。）であり、賞与は含まれておりません。

【連結会社の従業員の状況】

部門名	前期末	当期末	当期増減（△）
	名	名	名
保険及び保険関連事業	17,827	18,354	527
資産運用関連事業	450	472	22
総務・事務代行等関連事業	781	789	8
合計	19,058	19,615	557

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

＜新規設立および増資＞

当社の子会社である太陽生命保険㈱は、2020年４月１日に子会社である㈱太陽生命少子高齢社会研究所を設立し、次のとおり出資を行っております。

発　行　日	総　　額	資金使途	１株あたり発行価額
2020年 4 月 1 日	20百万円	運転資金	5万円

＜社債発行＞

T&Dリース㈱が資金調達手段の多様化を目的として、次のとおり短期社債を発行しております。

(単位：百万円)

発　　行　　日	償　還　期　限	発行額（額面）
2020年 5 月18日	2020年 8 月18日	2,000
2020年 5 月22日	2020年 8 月21日	1,000
2020年 6 月24日	2020年 9 月25日	1,000
2020年 7 月17日	2020年10月16日	2,000
2020年 8 月18日	2020年11月17日	2,000
2020年 8 月21日	2020年11月24日	1,000
2020年 9 月25日	2020年12月24日	1,000
2020年10月16日	2021年 1 月20日	2,000
2020年11月17日	2021年 2 月19日	2,000
2020年11月24日	2021年 2 月19日	1,000
2020年12月24日	2021年 3 月25日	3,000
2021年 2 月19日	2021年 5 月24日	3,000
2021年 3 月25日	2021年 6 月24日	3,000
2020年度発行額合計 (2020年度末発行残高)		24,000 (6,000)

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

部　　門　　名	金　　額
保険及び保険関連事業	21,747
資産運用関連事業	98
総務・事務代行等関連事業	569
合　　計	22,415

ロ　重要な設備の新設等

該当する事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
太陽生命保険㈱	東京都中央区	生命保険業	1948.2.16	62,500百万円	100.0%	
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区	生命保険業	1947.7.14	110,000百万円	100.0%	
T&Dフィナンシャル生命保険㈱	東京都港区	生命保険業	1947.7.16	56,000百万円	100.0%	
T&Dアセットマネジメント㈱	東京都港区	第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業	1980.12.19	1,100百万円	100.0%	
T&Dユナイテッドキャピタル㈱	東京都中央区	投資業務、投資先管理業務	2019.6.11	5,500百万円	100.0%	
ペット&ファミリー損害保険㈱	東京都台東区	損害保険業	2003.8.8	2,806百万円	100.0%	
T&D United Capital North America Inc.	米国デラウェア州	投資業務、投資先管理業務	2019.12.11	10米ドル	100.0% (100.0%)	
T&Dカスタマーサービス㈱	埼玉県さいたま市浦和区	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配送等の業務	1984.4.2	10百万円	100.0% (100.0%)	
T&Dコンファーム㈱	東京都北区	生命保険契約に関する確認代行業務	1991.7.5	30百万円	100.0% (100.0%)	
T&D情報システム㈱	埼玉県さいたま市浦和区	コンピュータ処理業務	1999.7.15	300百万円	100.0% (100.0%)	
T&Dリース㈱	東京都港区	リース業	1966.9.5	150百万円	88.4% (88.4%)	
太陽信用保証㈱	東京都豊島区	信用保証業務	1981.4.1	50百万円	100.0% (100.0%)	
東陽保険代行㈱	東京都北区	保険代理業	1971.6.4	70百万円	100.0% (100.0%)	
㈱太陽生命少子高齢社会研究所	東京都中央区	健康・医療等に関する調査・研究業務	2020.4.1	20百万円	100.0% (100.0%)	
Capital Taiyo Life Insurance Ltd.	ミャンマーヤンゴン	生命保険業	2012.10.12	9,230百万チャット	35.0% (35.0%)	
Thuriya Ace Technology Co., Ltd.	ミャンマーヤンゴン	保険会社向けの情報技術、情報技術システム及びソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	2017.2.1	2,351百万チャット	49.0% (49.0%)	

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
㈱大同マネジメントサービス	東京都中央区	保険代理業	1974.11.1	30百万円	100.0% (100.0%)	
日本システム収納㈱	大阪府吹田市	預金口座振替による金銭の収納業務	2002.10.1	36百万円	50.0% (50.0%)	
㈱全国ビジネスセンター	東京都中央区	預金口座振替による金銭の収納業務	1972.5.18	12百万円	100.0% (100.0%)	
エー・アイ・キャピタル㈱	東京都千代田区	未公開株式ファンドへの投資業務	2002.7.15	400百万円	36.0% (36.0%)	
Fortitude Group Holdings, LLC	米国 ニュージャージー州	保険持株会社	2018.6.19	2,750百万米ドル	25.0% (25.0%)	
Fortitude Reinsurance Company Ltd.	英領 バミューダ諸島	再保険業	2017.1.1	1百万米ドル	0% (0%)	

（注）1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、子法人等（子会社を含む。）の議決権比率を内数で記載しております。
3. 太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱の設立年月日は、相互会社としての法人設立年月日を記載しており、それぞれ2003年４月１日付、2002年４月１日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。
4. T&Dフィナンシャル生命保険㈱の設立年月日は、東京生命保険相互会社としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2001年10月17日付で相互会社から株式会社に組織変更を行い、現社名となっております。
5. ペット＆ファミリー損害保険㈱の設立年月日は、日本ファミリー保険企画㈱としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2007年１月５日付でペット＆ファミリー少額短期保険㈱に商号を変更した後、2019年４月１日に金融庁より損害保険業の免許を取得し、現社名となっております。また、2020年４月１日付で所在地を東京都台東区に変更しております。
6. Capital Taiyo Life Insurance Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は724百万円であります。
7. Thuriya Ace Technology Co., Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は184百万円であります。
8. Fortitude Reinsurance Company Ltd.はFortitude Group Holdings,LLCの完全子会社であります。
9. 重要な企業結合の経過及び成果
当社グループは、子会社及び子法人等19社、関連法人等６社により構成されており、当社を含めた当期の連結経常収益は２兆4,139億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,623億円となりました。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当する事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2　会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2021年３月31日現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
上　原　弘　久	代表取締役社長	—	
森　中　哉　也	代表取締役副社長 経営企画部担当	大同生命保険㈱取締役	
永　田　光　宏	取締役専務執行役員 リスク統括部担当	大同生命保険㈱ 取締役専務執行役員 T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 取締役	保険業法第８条第１項に基づき、金融庁長官の認可を取得しております。
田　中　義　久	取締役常務執行役員 経営管理部担当・ 広報部担当	太陽生命保険㈱取締役 T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 取締役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱ 取締役	
大　庫　直　樹	取締役（社外役員）	ルートエフ㈱代表取締役 ㈱オリエントコーポレーション 取締役	
渡　邊　賢　作	取締役（社外役員）	弁護士	
副　島　直　樹	取締役	太陽生命保険㈱ 代表取締役社長	
工　藤　　稔	取締役	大同生命保険㈱ 代表取締役社長 江崎グリコ㈱監査役	
板　坂　雅　文	取締役	T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 代表取締役社長	
矢　内　淳　一	取締役（常勤監査等委員）	太陽生命保険㈱監査役	当社グループにおいて資産運用及び企画等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
寺　岡　康　夫	取締役（常勤監査等委員）	大同生命保険㈱監査役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱ 監査役	当社グループにおいて資産運用及び事業投資等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
加　藤　　遥	取締役（監査等委員） （社外役員）	弁護士 三井物産㈱監査役 ㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・ グループ取締役 ㈱レスターホールディングス 取締役	

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
檜　垣　誠　司	取締役（監査等委員） （社外役員）	—	
山　田　眞之助	取締役（監査等委員） （社外役員）	公認会計士 ㈱協和エクシオ監査役	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）1.　2021年３月31日現在の執行役員（取締役兼務者は除く。）は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
坪井　親弘	専務執行役員　事業推進部管掌 （2021年３月31日任期満了により退任）
田村　泰朗	専務執行役員　総務部担当・内部監査部担当
居川　孝志	常務執行役員　リスク統括部副担当・内部監査部副担当
磯部　友康	常務執行役員　事業推進部担当
中村　修一	執行役員　リスク統括部長
荒井　重晴	執行役員　経営管理部長（2021年３月31日任期満了により退任）

2.　上記のほか、2021年４月１日付の執行役員（上記記載の取締役兼務者は除く。）異動は次のとおりであります。
専務執行役員　　居川　孝志
執行役員　　東城　孝

3.　大庫直樹氏、渡邊賢作氏、加藤遥氏、檜垣誠司氏及び山田眞之助氏は、㈱東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

4.　監査等委員会は、経営執行会議その他の重要な会議等への出席による情報収集と共有、業務執行部門からの業務報告の聴取及び内部監査部門との密接な連携等を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、矢内淳一氏及び寺岡康夫氏を常勤監査等委員に選定しています。

5.　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ　当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

（単位：百万円）

区　　分	月例報酬		賞与引当金		信託型株式報酬 （役員報酬BIP信託）		報酬等総額	
	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
監査等委員でない取締役	14名	175	4名	42	4名	45	14名	264
（うち監査等委員でない社外取締役）	4名	22	0名	—	0名	—	4名	22
監査等委員である取締役	5名	72	0名	—	0名	—	5名	72
（うち監査等委員である社外取締役）	3名	27	0名	—	0名	—	3名	27
監査役	4名	18	0名	—	0名	—	4名	18
（うち社外監査役）	2名	4	0名	—	0名	—	2名	4
合計	23名	266	4名	42	4名	45	23名	354

（注）1. 取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く）の月例報酬及び賞与引当金は業績連動報酬であり、また、信託型株式報酬は非金銭報酬であります。監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役を除く）（7名）の業績連動報酬等の総額は167百万円、非金銭報酬等の総額は45百万円であります。
2. 当社は、2020年６月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
3. 監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、年額450百万円、うち社外取締役分は年額40百万円（同株主総会終結直後の監査等委員でない取締役の数は９名（うち社外取締役は２名））の決議を行い、そのうち賞与の総額については取締役会にて年額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬等限度額とは別枠として、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、信託型株式報酬において信託に拠出する信託金の上限金額を500百万円（2019年３月31日で終了する事業年度から2021年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象）として決議しております。取締役に付与される１年当たりのポイント総数の上限は、215,000ポイント（１ポイント＝当社株式１株）としております。（同株主総会終結直後の信託型株式報酬の対象となる監査等委員でない取締役の数は４名）
監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、年額150百万円（同株主総会終結直後の監査等委員である取締役の数は５名（うち社外取締役は３名））の決議を行い、その範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
4. 監査等委員会設置会社へ移行前の取締役の報酬等限度額は、2017年６月28日開催の第13回定時株主総会にて、年額500百万円、うち社外取締役分は年額40百万円（同株主総会終結直後の取締役の数は12名（うち社外取締役は３名））の決議を行い、そのうち賞与の総額については取締役会にて年額を決定しております。また、取締役の報酬等限度額とは別枠として、2018年６月27日開催の第14回定時株主総会にて、信託型株式報酬において信託に拠出する信託金の上限金額を500百万円（2019年３月31日で終了する事業年度から2021年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象）として決議しております。取締役に付与される１年当たりのポイント総数の上限は、215,000ポイント（１ポイント＝当社株式１株）としております。（同株主総会終結直後の信託型株式報酬の対象となる取締役の数は６名）
監査役の報酬等限度額は、2012年６月27日開催の第８回定時株主総会にて、年額130百万円（同株主総会終結直後の監査役の数は４名（うち社外監査役２名））の決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しております。
5. 上記の支給人数及び報酬等の額には、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名及び監査役２名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人数は、監査等委員でない取締役９名及び監査等委員である取締役５名であります。
6. 監査等委員でない取締役の支給人数及び報酬等の額には、監査等委員会設置会社移行前の取締役を含んでおります。
7. 支給人数の合計は、延べ人数を記載しております。
8. 信託型株式報酬の金額は、当該制度に基づき当該事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額を記載しております。

ロ　個人別の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度及び報酬額等を設計しております。取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、役割・業績に応じて変動する月例報酬及び賞与、並びに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬（国内非居住者は対象外）で構成しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役を含む非常勤取締役、監査等委員である取締役及び監査役は会社業績等と連動した報酬は相応しくないため、金額が固定された固定報酬で構成しております。

なお、当社は、個人別の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンス基本方針（以下、「本方針」）において定めております。本方針の改廃は、当社取締役会により決定しております。

報酬の種類	支給時期	個人別の役員報酬等の額に係る算定方法	支給方法
月例報酬	毎月	月例報酬及び賞与は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役会において決定された報酬テーブル及び役員ごとの個別評価により算定された金額に基づき、代表取締役合議のうえ取締役社長である上原弘久が決定することを取締役会にて決議。 役員ごとの個別評価は取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価及び担当部門評価に基づいて実施し、指名・報酬委員会において審議を行い、代表取締役合議のうえ取締役社長が決定。	金銭
賞与	年1回		
信託型株式報酬	各役員の退任時	信託型株式報酬は、取締役（社外取締役を含む非常勤取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く）に対して、取締役会で決定されたテーブルに基づき、役位に応じてポイントを付与。 なお、当社の役員退任時に累積ポイントに応じて当社株式を交付及び金銭を給付。 また当制度は、マルス・クローバック条項（※）を設定。	株式70% 金銭30%

（※）マルス・クローバック条項
信託型株式報酬制度は、受益権確定日よりも前に制度対象者が当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した場合、会社株式の交付及びその売却代金の給付は行わないものとする旨定めております。また、受益権確定日以降、非違行為等に該当した場合、算定基礎株式数に算定株価を乗じて得た額につき賠償を求めることができる旨定めております。

＜個人別の役員報酬（月例報酬・賞与）の額の決定を取締役社長に委任する理由＞

・取締役社長である上原弘久は、当社全体の業績・業務執行等を俯瞰・監督するとともに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の構成員であるため、指名・報酬委員会の役員ごとの個別評価の審議状況等を踏まえ、個人別の役員報酬（月例報酬・賞与）の額を決定するには最も適しているからであります。

＜指名・報酬委員会及び取締役会の関与＞

・当社は、役員の選解任（後継者計画を含む）及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を通じて当社及びT&D保険グループのコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、2015年１月付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役社長及び社外取締役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。
・指名・報酬委員会は、当社及び直接子会社の役員処遇等に関する重要な決定及び変更に関する事項等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。月例報酬及び賞与は、指名・報酬委員会の審議を経て決定された役員ごとの個別評価及び取締役会において決定された報酬テーブル等に基づき決定しております。

＜会社業績評価と担当部門評価の算出方法＞

・会社業績評価と担当部門評価の評価配分は、役職ごとの責務に応じて取締役会において決定された基準に従い、加重平均を行っております。なお、代表取締役等の評価配分は、会社業績評価を100%としております。

会社業績評価	・会社業績に対する達成度合いに応じた評価を明確にするため、中長期的な経営戦略に基づき定める複数の経営指標等に加え、株主総利回りを会社業績評価の指標として使用。 ・経営指標等については、各項目の達成率等に応じた係数を乗じて点数を算出。 ・株主総利回り（※）については、実績及びベンチマークとする上場生命保険会社との乖離率等を踏まえて点数を算出。 ※株主総利回り：Total Shareholder Return（TSR）
担当部門評価	・各部門の執行計画の達成状況等を踏まえて担当部門の点数を算出。

＜会社業績評価に係る主な経営指標（2020年度）＞

・会社業績評価に係る主な経営指標は以下のとおりです。

	目　標	実　績	達　成　率
新契約価値	863億円	1,434億円	166.1%
企業価値（Group MCEV）	2兆7,610億円	3兆3,776億円	122.3%
グループ修正利益	700億円	779億円	111.2%

・株主総利回りの実績は、単年で「166.5%」、５年で「155.1%」となっております。

（注）株主総利回りは以下にて算出しております。

・単年：（2020年度末日の株価+2020年度の１株当たり配当額）／2019年度末日の株価

・５年：（2020年度末日の株価+2016年度から2020年度までの１株当たり配当額の累計額）／2015年度末日の株価

＜報酬の種類別の支給割合＞

・当社の役員の報酬構成について、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて健全なインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬（月例報酬・賞与）と信託型株式報酬の比率を設定しております。業績連動報酬である月例報酬は、役職ごとの責務に応じ報酬全体の約57～74%、賞与は報酬全体の約14～21%とし、信託型株式報酬は報酬全体の約10～22%となっております。

なお、月例報酬は、役員ごとの個別評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約５%～マイナス約５%で変動いたします。また賞与については、役員ごとの個別評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約40%～マイナス約40%で変動いたします。

（報酬構成割合のイメージ）



<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

・個人別の報酬等の内容については、取締役会で決定された報酬テーブル及び指名・報酬委員会で審議された役員ごとの個別評価に基づき算定されていることを取締役会において確認し、本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　庫　直　樹	当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。
渡　邊　賢　作	同　上
加　藤　　遥	同　上
檜　垣　誠　司	同　上
山　田　眞之助	同　上

（注）1. 当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の概要は上記のとおりであります。

2. 加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者の範囲	当社の取締役・執行役員及び直接子会社の取締役・監査役・執行役員
被保険者の実質的な保険料負担割合	なし（保険料は当社及び直接子会社が全額負担）
填補対象の保険事故の概要	会社役員に対する会社訴訟・株主代表訴訟・第三者訴訟による損害賠償金及び争訟費用を補償
役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	故意又は重過失に起因する損害賠償請求は保険金支払の対象外。保険金額には填補縮小割合を設定。

（注）1. 直接子会社は太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、T&Dフィナンシャル生命保険㈱、T&Dアセットマネジメント㈱、T&Dユナイテッドキャピタル㈱及びペット＆ファミリー損害保険㈱であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況	
大　庫　直　樹	ルートエフ㈱ ㈱オリエントコーポレーション	代表取締役 社外取締役
渡　邊　賢　作	—	
加　藤　　遥	三井物産㈱ ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ ㈱レスターホールディングス	社外監査役 社外取締役 社外取締役
檜　垣　誠　司	—	
山　田　眞之助	㈱協和エクシオ	社外監査役

（注）1.　ルートエフ㈱、㈱オリエントコーポレーション、三井物産㈱、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ、㈱レスターホールディングス及び㈱協和エクシオと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
2.　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

当社では、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等及び業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任することとしており、社外取締役５名を選任しております。社外取締役については、高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できると考えております。主な活動状況は以下のとおりです。

氏　　名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言その他の活動状況
大庫　直樹	3年9ヶ月 (2017年 6月就任)	【取締役会】 16回のうち15回に出席	取締役会にて、外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、企業経営者として、グローバルな視点と高い見識から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言その他の活動状況
渡邊　賢作	9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 13回すべてに出席	取締役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
加藤　　遥	7年9ヶ月 (2013年 6月就任)	【取締役会】 16回のうち15回に出席 【監査等委員会】 14回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」、「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」及び「グループ各社の監査役との意見交換」等の活動を行っております。
檜垣　誠司	2年9ヶ月 (2018年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席 【監査等委員会】 14回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長及び銀行の代表取締役兼執行役員として企業経営に携わった豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」、「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」及び「グループ各社の監査役との意見交換」等の活動を行っております。
山田眞之助	9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 13回すべてに出席 【監査等委員会】 14回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、公認会計士として、主に財務及び会計の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」、「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」及び「グループ各社の監査役との意見交換」等の活動を行っております。

（注）加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(3) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,932,000千株
発行済株式の総数	633,000千株

(2) 当年度末株主数　219,229名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,852	9.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	30,274	5.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	16,950	2.87
株式会社三菱UFJ銀行	10,325	1.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	9,041	1.53
JPモルガン証券株式会社	8,656	1.46
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,634	1.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	8,012	1.36
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,419	1.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	7,190	1.22

(注) 当社は、自己株式41,895千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 会社役員に対して交付した株式

	交付人数	株式の数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	2名	15,800株
監査等委員でない社外取締役	0名	0株

5 新株予約権等に関する事項

「5. 新株予約権等に関する事項」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 臼倉　健司 指定有限責任社員 羽柴　則央 指定有限責任社員 竹澤　正人	192百万円	①報酬等について監査等委員会が会社法第399条第３項に基づき、同条第１項の同意をした理由 ・監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を受領し報告を受けたうえで、前期の監査の遂行状況、当該期の監査計画の概要・報酬見積りの算出根拠等を確認した。監査等委員会は、監査役会において確認された事項を基礎として、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 ②非監査業務の内容 ・左記会計監査業務の報酬以外の報酬は国際財務報告基準に関する助言業務等に対するもので10百万円であります。

（注）1.　当該事業年度に係る報酬等の額は、会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を区分していないため、その合計額を記載しております。
2.　当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は439百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会で定めた「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人の能力、組織及び体制、監査の品質、独立性等を総合的に勘案して評価を実施した上で、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合、もしくはその他適当と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案する手続を行います。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当する事項はありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

「8．業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

9 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
太陽生命保険㈱	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	275,240百万円	913,299百万円
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	363,053百万円	

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

12 その他

該当する事項はありません。

＜ご参考資料＞

1．ガバナンス態勢

【コーポレート・ガバナンス基本方針の制定】

当社は、機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

また、上場会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、すべての原則を受け入れるとともに、主な原則等に対する当社の取組方針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めております。

【基本的な考え方】

当社は、次のとおり継続的にコーポレート・ガバナンスの充実を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

1．当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
2．当社は、お客さま、株主、従業員、代理店、取引先及び地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な企業文化・風土の醸成に取り組んでまいります。
3．当社は、財務情報及び経営戦略・経営課題その他の非財務情報を含めた会社情報を適時適切に開示し、経営の透明性向上に取り組んでまいります。
4．当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に取り組んでまいります。
5．当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、ステークホルダーとの建設的な対話に取り組んでまいります。

【グループ経営の推進】

持株会社である当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、傘下会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「生命保険会社３社」という）を中心として、T&Dユナイテッドキャピタル株式会社、T&Dアセットマネジメント株式会社及びペット＆ファミリー損害保険株式会社を加えた６社（以下「直接子会社」という）が抱える経営上のリスクを的確に把握し、当社グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでまいります。

一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、独自性・専門性を最大限発揮し、当社グループ企業価値の増大に取り組んでまいります。

上記のとおり、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえで、グループ経営を推進しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

当社は取締役会において経営の重要な意思

決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役会から独立した監査等委員会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。

また、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しております。

さらに、当社では、役員の選解任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

加えて、当社の経営及び当社グループの経営管理に関する重要な事項を審議及び決議するための機関として「経営執行会議」を設置し、それに並列して、グループ企業価値の持続的な向上を実現するため、グループ全体の視点から、グループ成長戦略等に関する事項及びそれに付随する重要な事項を審議するための機関として「グループ成長戦略会議」を設置しております。

【取締役会の役割】

法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査等委員会設置会社として、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって一部の重要な業務執行の決定について取締役会から取締役へ委任しております。

これにより、「経営・監督と業務執行の分離」を行い、取締役会の経営機能（経営の方針・全体戦略の決定）及び監督機能の一層の強化を図るとともに、業務執行の機動性・効率性向上を推進しております。

【取締役会の構成】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、定款で定める９名以内、監査等委員である取締役は定款で定める５名以内とし、取締役会は、当社グループの中核事業である生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成しております。

社外取締役には、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等及び業務執行の監督に適切に反映させるため、５名の社外取締役を選任しております。

また、当社グループにおける十分な意思疎通及び迅速な意思決定を図るとともにグループガバナンスを強化する観点から、直接子会社と当社を兼務する取締役（監査等委員である取締役を除く）を複数選任しております。

【監査等委員会の役割】

当社の監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、取締役の職務の執行を監査するなどの役割・責務を果たしております。

【監査等委員会の構成】

当社の監査等委員の員数は定款で定める５名以内とし、その過半数を社外監査等委員としております。また、財務及び会計に関して適切な知見を有する者を含めております。監査等委員会は全ての監査等委員で構成しております。

【取締役会の実効性評価】

当社は、2020年度の取締役会全体（任意の指名・報酬委員会を含む）としての実効性に関し、取締役の自己評価（アンケート）及びインタビュー等をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。（当社は2020年６月に監査等委員会設置会社に移行しております。）

アンケートの大項目は以下のとおりです。

（1）取締役会の機能
（2）取締役会の構成
（3）取締役会の運営
（4）社外役員に対する情報提供
（5）総合評価

当社の取締役会は、取締役会における議論に至るまでの事前取組みの充実、取締役会の運営改善等により、全体として概ねその役割・責務を実効的に果たしていると判断しております。

2019年度評価で課題と認識しました事項（グループ一体経営の観点から、グループ経営戦略等の一層の議論の充実、指名・報酬委員会の更なる審議事案の検討及び簡潔かつ分かりやすい資料の作成と説明の工夫等）につきましては、概ね改善されております。なお、取締役会の実効性を向上させる態勢整備について引き続き改善の必要性を認識しており、例えば、指名・報酬委員会の機能強化、取締役会メンバー構成の継続的な検討、取締役会での審議の深化に必要な情報の更なる記載及びポイントを絞り込んだ分かりやすい資料の作成・工夫、並びに効率的な取締役会の運営等に取り組んでまいります。

本実効性評価等を踏まえ、取締役会の監督機能及び意思決定プロセスの更なる向上を図ってまいります。

【指名・報酬委員会の目的・構成・任務】

当社は、役員の選解任（後継者計画を含む）及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を通じて当社及びT&D保険グループのコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、2015年１月付で指名・報酬委員会を設置しております。当委員会の委員は、取締役社長及び社外取締役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。

当委員会は、当社及び直接子会社の役員の選解任及び役員報酬に関する事項や当社の代表取締役社長後継者計画に関する事項などについて審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

（代表取締役社長及び経営陣幹部の選解任への関与状況）

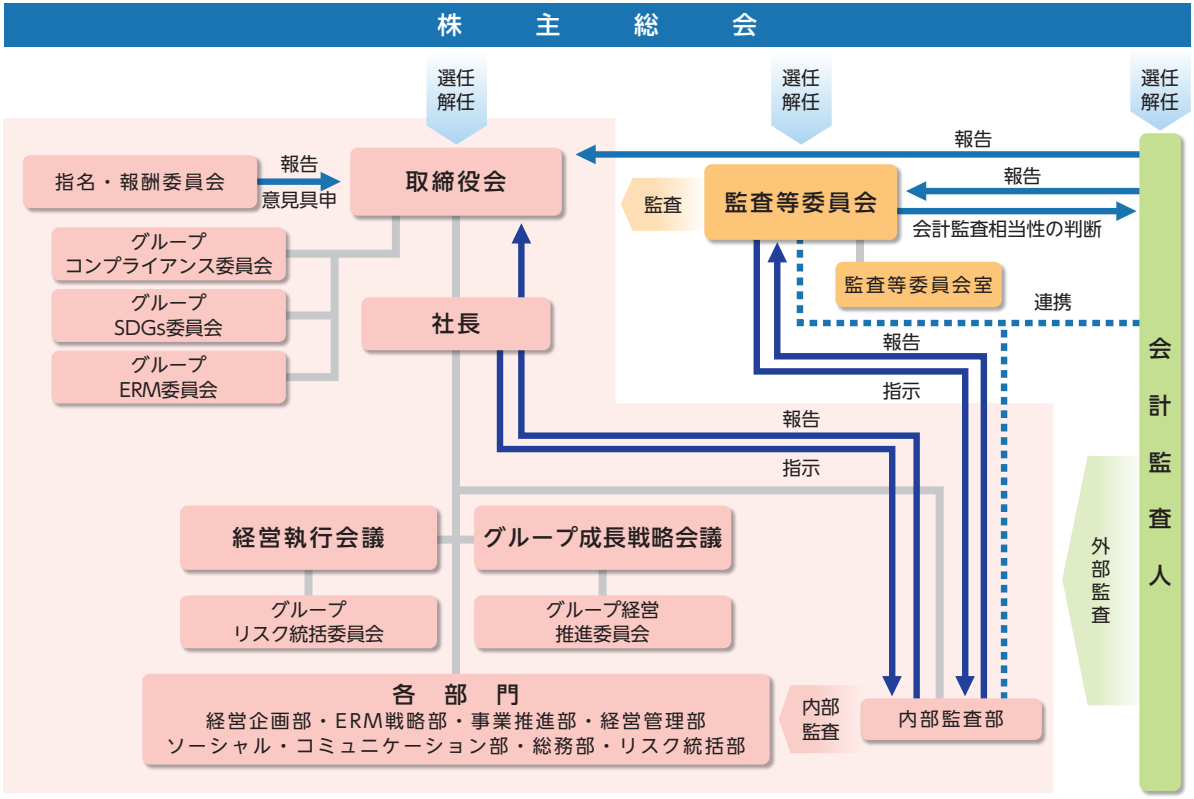
当委員会は、代表取締役社長及び経営陣幹部について、会社業績評価や担当部門評価等に基づく役員別評価結果の審議を行っております。

代表取締役社長及び経営陣幹部の選解任（再任・不再任）は、役員別評価に加え適格性を確認のうえ審議し、審議結果を取締役会に報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

（代表取締役社長後継者計画への関与状況）

後継者計画に関する事項については、当委員会において計画の妥当性及び定期的な候補者の見直し等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

【ガバナンス体制図】 （2021年４月１日現在）



2. 政策保有株式の考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、当社グループの上場株式の政策保有に関する方針、政策保有に関する議決権行使基準について考え方を次のとおり定めております。

【コーポレート・ガバナンス基本方針】

１．当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。

（１）上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、業務上の提携関係の維持・強化を図ること、並びに、株式価値の増大及び配当等の受領により中長期的な収益を享受するためとする。

（２）当社及び政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。

（3）個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行う。
（4）当社グループにおける上記（2）（3）の検証の内容は、毎年、開示する。

2．当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。

3．前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。
なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

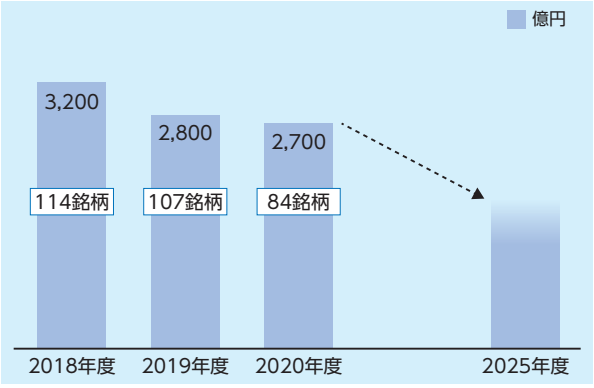
【2020年度の保有適否の検証内容】

政策保有株式における保有適否の検証にあたっては、当社及び政策保有株式を有するグループ各社の取締役会が、各種取引による便益が資本コストに見合っているかにつき確認しております。また、保有継続が適当であると判断された銘柄についても、発行体企業との丁寧な対話を通じて、全部又は一部を売却することがあります。2020年度は、一部売却等を含め32銘柄の残高削減を行いました。

【政策保有株式の縮減実績及び目標】

当社グループでは、上記方針のもと、政策保有株式の縮減に取り組んでおります。

今後、政策保有株式の残高は、グループ純資産に対する割合で、まずは２割程度に縮減を進め、2025年度末までにさらなる縮減を行ってまいります。



※上記は、簿価ベースの保有残高となります。

3. サステナビリティの取組み　～SDGsへの貢献～

T&D保険グループは、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて人と社会に貢献するグループを目指す」ことをグループの経営理念としています。幅広い分野の課題への取組みを通じて持続可能な世界を実現しようとする世界共通の目標であるSDGs*と、当社グループが経営理念に基づき目指すところは同じです。

当社グループは、サステナビリティ重点テーマの選定プロセスのなかにSDGsへの貢献を組み入れ、事業の特徴や強みを活かしたサステナビリティの取組みを通じて、SDGs達成への貢献を推進していきます。

＊SDGs：Sustainable Development Goals。2015年国連サミットで採択された持続可能な世界を目指して取組む17の目標。

○「サステナビリティ重点テーマ」とSDGs

サステナビリティ重点テーマ	関連する主なSDGs目標	当社グループの行動の例
1.すべての人の健康で豊かな暮らしの実現		■ 太陽生命が新型コロナウイルス感染症も保障する「感染症プラス入院一時金保険」をいち早く提供（2020年９月） ■ 大同生命が株式会社justInCaseと協働して「コロナ助け合い保険」を無償で提供 ■ 中小企業の健康経営®実践を支援する活動 ■ 認知症予防アプリ等の開発、提供等
2.すべての人が活躍できる働く場づくり		■ OJT、集合研修、自己啓発支援等、人材の活用と育成 ■ 管理職登用や育児サポート制度整備など、女性の活躍を支援する取組み ■ 在宅勤務や労働時間縮減、休暇取得促進等、仕事と家庭を充実させる働き方刷新の取組み ■ お取引先企業の従業員さまが健康で安全に働ける環境づくりのお手伝い
3.気候変動の緩和と適応への貢献		■ グループ共通CO_2排出量削減目標の設定 ■ 電力使用量削減、事務用紙使用量削減の取組み ■ 環境保護に資するグリーン購入の取組み ■ 森林を守り育てる活動 ■ 地球環境の保護に取り組むNPOとの協働・支援 ■ TCFDの提言に賛同し、気候関連財務情報を開示
4.投資を通じた持続可能な社会への貢献		■ 環境問題の解決に貢献する「グリーンボンド」への投資 ■ 再生可能エネルギー発電事業、エネルギー効率化事業への投融資 ■ 新型コロナウイルス感染症対策に貢献する各種「ソーシャルボンド」への投資 ■ 水不足問題を解決する事業への投融資 ■ 発展途上国の青少年育成支援、雇用支援に貢献する投融資 ■ 人々の健康の増進に寄与する事業への投資

4. 用語解説

		(頁)
ERM	ERM（Enterprise Risk Management）とは、資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことを言います。 リスクを回避すべきものととらえる受動的なリスク管理と異なり、ERMでは、リスクは排除・削減するだけのものではなく、資本の一定範囲内に抑えて健全性を確保したうえで、収益追求のために取るべきリスクを能動的に選択するものととらえます。	19
クローズドブック	クローズドブックとは、新規引受を停止した保険商品の保有契約ブロックを指します。クローズドブック事業とは、他の保険会社が事業環境の変化等に応じて事業戦略・商品ポートフォリオを見直した結果として分離されるクローズドブックを取得・集約し、「バリューアップ」を通じて収益を実現する保険会社の事業形態・ビジネスモデルです。なお、欧米では、事業環境の変化等に応じた事業戦略・商品ポートフォリオの見直しの一環として、クローズドブック取引の市場が普及しており、大きな市場となっております。	19
コーポレートガバナンス・コード	コーポレートガバナンス・コードとは、東京証券取引所が、実効的なコーポレートガバナンス（会社が、株主を含めたステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み）の実現に資する主要な原則を定めたものになります。	20
TCFD	TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）とは、G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）により設置されたタスクフォースです。2017年６月に、投資家等の適切な投資判断のため、企業に対し気候関連のリスクと機会が財務にもたらす影響を開示することを促す情報開示の提言を公表しました。	20
ソルベンシー・マージン比率	ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「保険金の支払能力」を有しているかどうかを判断するための行政監督指針の一つであり、200%以上であれば、健全性についての一つの基準を満たしていることを示します。	24
VUCA	「VUCA（ブーカ）」とは、「Volatility：変動性」「Uncertainty：不確実性」「Complexity：複雑性」「Ambiguity：曖昧性」という、４つの単語の頭文字から成り、ビジネス環境や市場、組織、個人などあらゆるものを取り巻く環境が変化し、将来の予測が困難になっている状況を意味します。	27
ALM	ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）を、その特性を踏まえながら総合的に把握・管理（Management）する手法のことを指します。	28

2020年度（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	1,020,246	保険契約準備金	14,765,300
コールローン	40,737	支払備金	70,753
買入金銭債権	181,191	責任準備金	14,619,797
金銭の信託	1,139,054	契約者配当準備金	74,748
有価証券	13,032,746	代理店借	2,728
貸付金	1,734,678	再保険借	12,103
有形固定資産	375,516	短期社債	5,999
土地	212,109	社債	157,000
建物	155,906	その他負債	1,041,612
リース資産	908	役員賞与引当金	294
建設仮勘定	2,244	株式給付引当金	898
その他の有形固定資産	4,348	退職給付に係る負債	45,764
無形固定資産	32,972	役員退職慰労引当金	67
ソフトウェア	31,728	価格変動準備金	251,386
リース資産	82	繰延税金負債	36,460
その他の無形固定資産	1,161	再評価に係る繰延税金負債	4,505
代理店貸	685	負債の部合計	16,324,121
再保険貸	21,024	（純資産の部）	
その他資産	299,993	資本金	207,111
退職給付に係る資産	1,851	資本剰余金	125,260
繰延税金資産	293	利益剰余金	740,329
貸倒引当金	△ 3,713	自己株式	△ 58,882
資産の部合計	17,877,278	株主資本合計	1,013,819
		その他有価証券評価差額金	574,871
		繰延ヘッジ損益	△ 2,681
		土地再評価差額金	△ 35,018
		為替換算調整勘定	△ 5,972
		その他の包括利益累計額合計	531,198
		新株予約権	689
		非支配株主持分	7,449
		純資産の部合計	1,553,157
		負債及び純資産の部合計	17,877,278

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**2,413,953**
保険料等収入	**1,783,369**
資産運用収益	**453,706**
利息及び配当金等収入	289,927
金銭の信託運用益	83,616
有価証券売却益	42,753
有価証券償還益	215
為替差益	25,522
その他運用収益	4,283
特別勘定資産運用益	7,387
その他経常収益	**73,963**
持分法による投資利益	**102,914**
経常費用	**2,185,820**
保険金等支払金	**1,308,157**
保険金	401,726
年金	261,437
給付金	146,572
解約返戻金	365,062
その他返戻金	133,358
責任準備金等繰入額	**484,929**
支払備金繰入額	2,987
責任準備金繰入額	481,925
契約者配当金積立利息繰入額	16
資産運用費用	**110,235**
支払利息	1,553
売買目的有価証券運用損	95
有価証券売却損	33,139
有価証券評価損	5,635
金融派生商品費用	44,311
貸倒引当金繰入額	1,634
貸付金償却	5
賃貸用不動産等減価償却費	6,530
その他運用費用	17,328
事業費	**214,509**
その他経常費用	**67,988**
経常利益	**228,132**

科目	金額
特別利益	**1,708**
固定資産等処分益	1,187
国庫補助金	490
その他特別利益	31
特別損失	**14,300**
固定資産等処分損	827
減損損失	2,915
価格変動準備金繰入額	8,371
新型コロナウイルス感染症による損失	1,695
その他特別損失	489
契約者配当準備金繰入額	**24,429**
税金等調整前当期純利益	**191,111**
法人税及び住民税等	**28,969**
法人税等調整額	**△ 1,065**
法人税等合計	**27,903**
当期純利益	**163,207**
非支配株主に帰属する当期純利益	**890**
親会社株主に帰属する当期純利益	**162,316**

2020年度（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**40,134**	**流動負債**	**55,584**
現金及び預金	8,471	関係会社短期借入金	43,500
前払費用	45	リース債務	4
未収入金	17,983	未払金	4,725
関係会社短期貸付金	13,500	未払費用	350
その他	133	未払法人税等	6,468
固定資産	**873,164**	未払消費税等	97
有形固定資産	**219**	預り金	347
建物	191	役員賞与引当金	77
器具及び備品	12	その他	13
リース資産	16	**固定負債**	**121,369**
投資その他の資産	**872,945**	社債	120,000
関係会社株式	756,477	リース債務	13
関係会社長期貸付金	115,900	長期未払金	249
繰延税金資産	262	株式給付引当金	898
預託金	305	預り保証金	208
		負債合計	**176,953**
		（純資産の部）	
		株主資本	**735,656**
		資本金	**207,111**
		資本剰余金	**469,991**
		資本準備金	89,420
		その他資本剰余金	380,571
		利益剰余金	**117,435**
		その他利益剰余金	117,435
		繰越利益剰余金	117,435
		自己株式	**△ 58,882**
		新株予約権	**689**
		純資産合計	**736,345**
資産合計	**913,299**	**負債・純資産合計**	**913,299**

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**44,136**
関係会社受取配当金	39,048
関係会社受入手数料	3,788
関係会社貸付金利息	1,299
営業費用	**3,617**
販売費及び一般管理費	3,617
営業利益	**40,518**
営業外収益	**141**
受取利息	5
未払配当金除斥益	121
その他	15
営業外費用	**1,236**
支払利息	1,227
その他	8
経常利益	**39,424**
税引前当期純利益	**39,424**
法人税、住民税及び事業税	**146**
法人税等調整額	**0**
法人税等合計	**147**
当期純利益	**39,277**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼　倉　健　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　澤　正　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Dホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼　倉　健　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　澤　正　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告 謄本

監　査　報　告

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2020年４月１日から移行日までの監査につきましては、旧監査役会が実施した監査内容を引き継ぎ、その監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としています。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

また、三様監査の連携を図り、監査の実効性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部等が出席する会合を定期的に開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応も取締役により適切に図られており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月19日

株式会社T&Dホールディングス監査等委員会

監査等委員(委員長)　檜　垣　誠　司
常勤監査等委員　矢　内　淳　一
常勤監査等委員　寺　岡　康　夫
監　査　等　委　員　松　山　　遙
監　査　等　委　員　山　田　眞之助

(注) 監査等委員 檜垣誠司、松山遙及び山田眞之助は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。なお、監査等委員 松山遙の戸籍上の氏名は加藤遙であり、松山遙は、職務上使用している氏名であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」

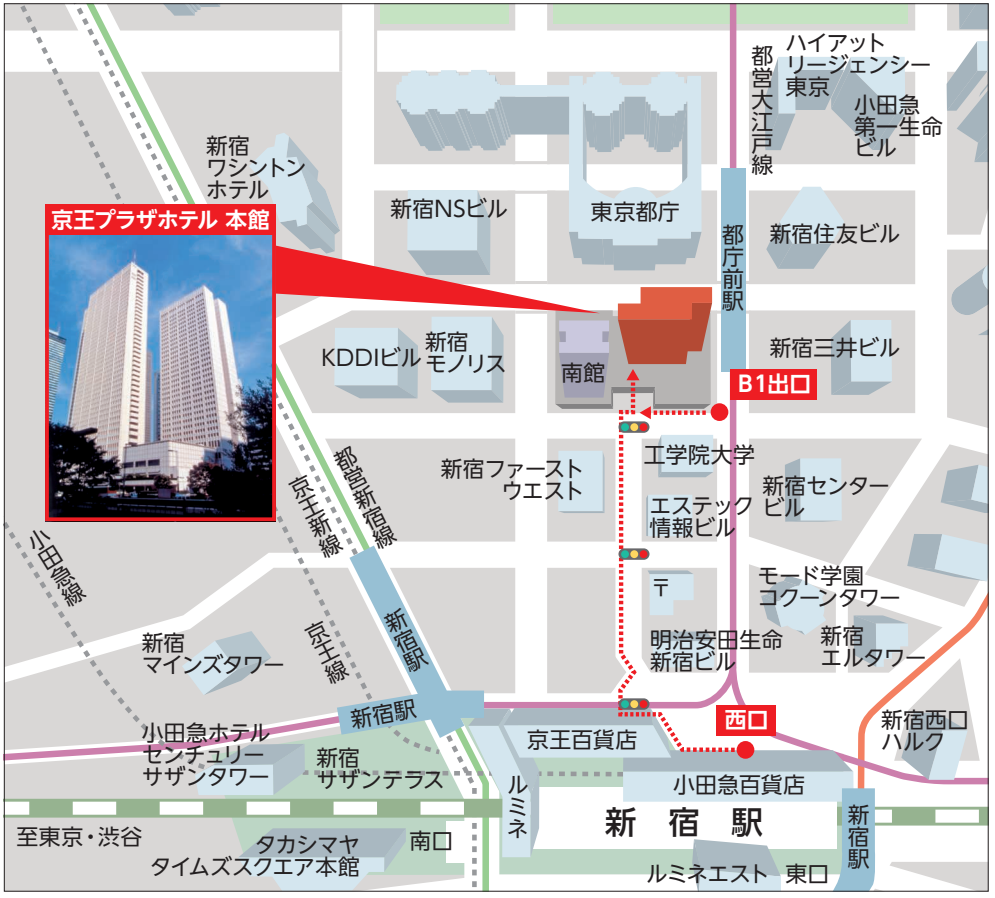
電　　話　03-3344-0111（代表）

交通機関のご案内

Ｊ　Ｒ
「新宿駅」
西口 徒歩７分

京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線
「新宿駅」
徒歩７分

都営大江戸線
「都庁前駅」
Ｂ１出口すぐ



株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　本紙は、植物油インキを使用しております。